

○仮運転免許の交付及び取消しに関する事務の専決に関する訓令 (昭和48.3.9 鹿児島県警察本部訓令3)

題名…改正(平成9.3訓令7)

改正 前略…平成9.3訓令7

(趣旨)

第1条 この訓令は、鹿児島県警察本部長（以下「本部長」という。）が、鹿児島県公安委員会の事務の委任に関する規則（昭和42年鹿児島県公安委員会規則第13号）により、鹿児島県公安委員会から委任を受けた仮運転免許（以下「仮免許」という。）を与えることおよび仮免許の取消しに関し、警察職員に行なわせる事務の専決について必要な事項を定めるものとする。

(専決)

第2条 本部長は、次の各号に掲げる者に、当該各号に掲げる事務を専決させるものとする。

(1) 交通部免許管理課長

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第114条の2に基づく仮免許の取消し

(2) 交通部免許試験課長

ア 法第87条第1項に基づく仮免許試験

イ 法第92条第1項に基づく仮免許証の交付

ウ 法第99条の6の規定に基づく指定自動車教習所の修了検定の立会い及び監督

(3) 警察署長

ア 法第87条第1項に基づく指定自動車教習所教習生に対する仮免許の学科試験の指導

イ 法第92条第1項に基づく仮免許証の交付

本条…一部改正(昭和60.9訓令13、平成9.3訓令7)

附 則

この訓令は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60.9.27訓令13)

第5編 交通 仮運転免許の交付及び取消しに関する事務の専決に関する訓令

---

この訓令は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則 (平成9.3.31訓令7)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。